

久留米市外国語指導助手活用事業派遣業務プロポーザル実施要項

1 目的

この実施要項は、久留米市外国語指導助手活用事業派遣業務に係る事業者の選定において、当該施策の重要性に鑑み、事業者の技術能力や意欲等を勘案し、より質の高い体制を確保するため、プロポーザル方式による事業者選定を実施することについて必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

久留米市外国語指導助手活用事業派遣業務

(2) 業務内容

業務内容の詳細は、久留米市外国語指導助手活用事業派遣業務仕様書のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日（平成30年2月中旬頃）から平成33年3月31日まで。ただし、契約締結日から平成30年3月31日までの間は、事業準備期間とする。

(4) 業務場所

久留米市教育委員会、久留米市立小・中・特別支援学校、その他研修に係る会場等

(5) 留意事項

本事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業によるものであることに留意すること。

3 予算額

見積額の上限は、191,586,900円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。ただし、2(3)に記載する事業準備期間については、事業者の負担とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
① 実施の公示	平成29年12月26日（火）
② 質問受付期間	平成29年12月26日（火）～平成30年1月9日（火）
③ 質問回答期限	平成30年1月11日（木）
④ 参加申込書、企画提案書等の提出期限	平成30年1月16日（火）
⑤ 第一次審査（書類審査）	平成30年1月25日（木）
⑥ 資格審査結果の通知	平成30年1月26日（金）

実施内容	実施期間又は期日
⑦ 第二次審査（プレゼンテーション審査）	平成30年1月29日（月）
⑧ 審査結果の通知	平成30年2月上旬【予定】
⑨ 契約締結	平成30年2月中旬【予定】

6 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、企画提案書等の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 福岡県内に本店、支店又は営業所（グループ会社を含む。）等を有する事業体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ① 久留米市内 県税及び市税
 - ② 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- (9) 過去5年以内に、事業主が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による処分を受けていないこと。
- (10) 過去5年以内に、事業主が労働基準法（昭和22年法律第49号）等に違反し、処分を受けたことがないこと。
- (11) 一般労働者派遣事業の許可を有すること。
- (12) 平成27年度から29年度の間、小・中学校に対して外国語指導助手の派遣を目的とした契約実績があること。

7 説明会

実施しない。

8 質疑応答

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書（様式2）を電子メールに添付して、「17 問い合わせ先」に記載するアドレス宛に送信し、着信確認の電話連絡をすること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

平成30年1月9日（火）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

平成30年1月11日（木）までに、質問書（様式2）に記載されているメールアドレス宛に電子メールで回答する。

また、必要に応じて、久留米市の公式ホームページ（トップ > 組織から探す > 教育部学校教育課 > 教育部学校教育課からのお知らせ）において、質問事項及び回答内容を公表するものとする。

9 参加申込の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規定を理解したうえで、次に掲げる書類を提出すること。ただし、③④は参加申込期限から3ヶ月以内に発効されたものに限る。なお、久留米市競争入札参加資格有資格者名簿の登載者は、③④⑧⑨は不要とする。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1） 1部
- ② 企画提案書（本要項10の企画提案書作成方法を参照すること。）（表紙様式3） 13部
- ③ 登記事項全部証明書 1部
- ④ 納税（滞納なし）証明書（国税、都道府県税及び市区町村税） 1部
- ⑤ 事業者概要（様式4） 1部
- ⑥ 平成27～29年度における業務受託実績（様式5） 1部
- ⑦ 価格提案書（様式6） 1部
- ⑧ 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（様式7） 1部
- ⑨ 役員等調書及び照会承諾書（様式8） 1部
- ⑩ 一般労働者派遣事業許可証の写し 1部
- ⑪ 参加資格に係る申立書（様式9） 1部

納税証明書（参加申込者の所在区分ごとの必要書類）

所在区分		税区分		法人
			税目	
市内	県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 （納税証明書その3の3）
	市外かつ 県内	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
		久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	—

（例1）市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出

（例2）県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出

(2) 提出期間及び時間

平成29年12月26日（火）から平成30年1月16日（火）（土、日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。郵便の場合は消印有効。）までの期間で、時間は午前8時30分から午後5時15分の間とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、上記(2)に記載する提出期間内に到着したものに限り受け付ける。なお、郵便事故等については、久留米市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17 問い合わせ先」に記載するとおりとする。

10 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

表紙 様式3を使用すること。

様式 A4版 縦型 長辺綴じ

文字 フォントサイズ11ポイント 横書き

提出部数 13部(正1部、副12部)。なお、副12部は会社名を除く。

上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し、1枚提出

制限枚数 表紙を除き、16ページ以内とする。

(2) 構成とポイント

提案のポイントについては、「久留米市外国語指導助手活用事業派遣業務 提案依頼項目表」(別紙3)を参照し、構成は以下のとおりとする。

- ① 企画提案書は、別紙3に示す項目に沿った構成とすること。
- ② 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ③ 文章を補完するために、イメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- ④ 提案書中には会社名が判別できる記載は行わないこと。

11 審査方法

(1) 審査方法

事業候補者の選定は、久留米市内部(関係部署)の職員で構成するプロポーザル審査委員会を開催し、最も適した業者を候補者として選定する。なお、評価にあたっては、公募条件を満たす応募者による企画提案書等の書類審査(第一次審査)及びプレゼンテーション審査(第二次審査)の総合点により行う。

企画提案書等のプレゼンテーションを本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、参加者が1社のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

(2) 評価項目及び配点

	大項目	配点
企画提案書	1 会社概要	10点
	2 業務受託実績	10点
	3 外国語指導助手の採用体制	10点
	4 外国語指導助手の研修体制及び内容	10点
	5 外国語指導助手の管理体制	10点
	6 危機管理体制	10点

	大項目	配点
企画提案書	7 連絡調整体制	10点
	8 法令遵守体制及び方針	10点
	9 その他提案内容	
概算見積書	10 見積価格評価	20点

(3) プレゼンテーションの実施

① 実施日

平成30年1月29日（月）

② 提案時間

20分

③ 質疑応答

5分

④ 参加人数

2人以内

⑤ 留意事項

ア パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案及び説明を行う場合は、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。なお、パソコンは提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

1.2 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

1.3 審査結果

(1) 資格審査結果

① 通知方法

参加申込書等を提出した全ての者に文書にて通知する。

② 通知時期

平成30年1月26日（金）

(2) 最終審査結果

① 通知方法

プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書で通知する。

② 通知時期

平成30年2月上旬【予定】

1.4 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- ③ 実施要項で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 価格提案書の金額が「3 予算額」に記載した金額を超過した場合

1.5 情報公開及び提供

市は、提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とする。

1.6 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式10）により、「1.7 問い合わせ先」宛に提出すること。

(2) 提出書類

- ① 提案書の提出は、1社につき1案とする。
- ② 提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案に係る書類作成及び提出費用等、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザルに要した費用を久留米市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、久留米市と契約に至った者が作成した企画提案書について、久留米市が必要と認める場合は、久留米市は、予め通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

17 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市教育部学校教育課（担当 池松）

電話 0942-30-9216

F A X 0942-30-9719

電子メールアドレス gakkyo@city.kurume.fukuoka.jp